

## 令和5年度茨城県 ICT 導入支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年6月30日法律第64号）第4条第1項の規定により作成する茨城県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 ICT導入支援事業（以下、「補助事業」という。）は、介護現場で使用する介護ソフトウェアやタブレット端末等のICT機器の導入により、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図り、生産性を向上させることで、職場環境を改善することや人材確保を目的とする。

(交付の対象)

第3条 介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所とする。

(補助対象経費、交付額の算出方法)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及びその算定方法は、別表に定める基準により交付するものとする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えた申請もできるものとする。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 この補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第8条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和 40 年大蔵省令第 15 号) で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業を行う者が(1)から(5)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第 10 条 第 7 条による補助金の交付の決定を受けた者はこの補助金による事業が完了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、電子申請・届出システムにより報告又は、実績報告書(様式第 3 号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、令和 6(2024 年)3 月 31 日までに知事に報告するとともに、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日までに、電子申請・届出システムにより報告又は、実績報告書(様式第 3 号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 11 条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

(事業に関する報告等)

第 13 条 補助事業を行う者は、事業への取り組み状況について知事の要求があったときは速やかに報告するとともに、事業を通じて得た雇用管理改善方策等の知見について、広く他の介護事業者等へ紹介するよう努めることとする。

(書類の提出部数)

第 14 条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

付 則

この要項は、令和 5 年(2023 年)5 月 8 日から施行する。

この要項は、令和 5 年(2023 年)8 月 30 日から施行する。

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
法人名  
法人代表者職氏名  
電話番号

令和 5 年度茨城県 ICT 導入支援事業の交付申請について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳表（参考様式 1）
- (2) 歳入歳出予算・決算書抄本（参考様式 3）
- (3) 実施計画書（参考様式 4）
- (4) 見積書又は契約書写し

3 受領方法 口座振替払い（下記のとおり）

指定銀行	銀行	支店
口座種別		
口座名義	(カカカ)	
口座番号		

4 連絡先

担当者氏名	
所属	
電話番号	
E メールアドレス	

殿

茨城県知事

令和5年度茨城県 ICT 導入支援事業交付決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 円

2 補助（予定）額については、次のとおりであること。

(円)

対象機器	補助（予定）額

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
法人名  
法人代表者職氏名  
電話番号

令和5年度茨城県 ICT 導入支援事業の事業実績報告について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

- 1 交付精算額 円
- 2 添付書類
  - (1) 精算額算出内訳表（参考様式2）
  - (2) 歳入歳出予算・決算書抄本（参考様式3）
  - (3) ICT 導入支援事業 実績報告（参考様式5）
  - (4) 領収書又は支払いが確認できる書類

殿

茨城県知事

令和 5 年度茨城県 ICT 導入支援事業確定通知書

このことについて、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

(円)

対象機器	補助額